

**都教委作成『五輪読本』の「五輪憲章違反」記載に関し、
東京都監査委員会に提出予定の「東京都職員措置請求書」(概略)に賛同いただける都民の方へ**

*** 請求の要旨**

東京都教育委員会は、2016年3月31日、2020年東京オリンピックに向け、1億6285万円強の費用(2015年度決算額)をかけて、小・中・高校生用のオリンピック・パラリンピック学習読本・DVD・教師用指導書を都内全校に配布した。

この読本には、小学校用65頁「(五輪=オリンピック・パラリンピックでは)表彰式の国旗けいようでは、国歌が流されます。」、中学校用89頁(表彰式の写真の説明)「中央に1位、向かって左側に2位、右側に3位の国旗が掲揚され、1位の国の国歌が演奏される。国歌が演奏されるときには、敬意を表し、起立して脱帽する。」等、記載されている。

しかし、オリンピック憲章の表彰式等の規定は「優勝者の所属する**選手団の旗**がセントラル・ポールに掲揚され、第2位、第3位の競技者の所属する選手団の旗も競技場に向かってセントラル・ポールの左右に並んで立つポールに掲揚される。優勝者の所属する**選手団の歌(短縮したもの)が演奏される**間は、メダル受賞者たちは旗の方向を向くものとする。」であり、この都教委の記載は、明白にオリンピック憲章に違反したものである。

旭川学テ最高裁の確定判決は「殊に個人の基本的自由を認め、その人格の独立を国政上尊重すべきものとして、いる憲法の下においては、子どもが自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような国家的介入、例えば、**誤った知識や一方的な観念を子どもに植えつけるような内容の教育を施すこと**を強制するようなことは、憲法二六条、一三条の規定上からも許されない」としていることに徴すれば、明らかに「誤った知識や一方的な観念を子どもに植えつけるような内容の教育を施すこと」を強制するものであるから、**違憲・違法**である、

よって、都民の税金から支出されたこの1億6285万円強の費用は違憲・違法のものであり、都財政に大きな損害を与えたものである。

したがって、東京都監査委員会におかれては、**東京都教育委員会教育長(中井敬三)並びに教育委員(木村 孟、山口 香、遠藤勝裕、大杉 寛、宮崎 緑)に対し、連帯して1億6285万円強を東京都に返済するよう措置されたい。**

上記に賛同され、東京都監査委員会への監査請求者になることを了承いただける場合、別紙にご記入 押印いただいた上、以下の連絡先に、ご郵送をお願いします！(恐れ入りますが、切手はカンパ願います。)

〒105-0003 港区西新橋1-9-8 南佐久間ビル2F

むさん法律事務所内「都教委を訴える会」事務局

Tel.03(5511)2600 Fax.03(5511)2601

(第一次締め切りは10月31日)

(別紙)

東京都職員措置請求書

○主旨

「都教委作成『五輪読本』にある『五輪憲章違反』記載は憲法二六条、一三条違反につき、6人の教育委員に1億6825万円を都に返済するよう措置されたい」

請求者

住所 東京都

職業 _____

氏名 _____ **(自署)** **印**

住所 東京都

職業 _____

氏名 _____ **(自署)** **印**

住所 東京都

職業 _____

氏名 _____ **(自署)** **印**

住所 東京都

職業 _____

氏名 _____ **(自署)** **印**